

共済組合の事業

地方公共団体の職員となられた皆さまは共済組合の組合員となります。

共済組合では、組合員とその被扶養者が安心して生活できるよう、短期給付事業（医療保険）、長期給付事業（年金）、福祉事業（保健、貯金、貸付、物資）を行います。

組合員は毎月の給料や6月・12月の期末手当等から掛金（医療保険・退職等年金給付・保健）、保険料（厚生年金）が控除されます。

短期給付事業（医療保険）

組合員とその被扶養者の病気、けが、出産、死亡、休業または災害などに関する給付を行います。

組合員には、組合員証（健康保険証）が交付されますので、氏名・性別・生年月日等に誤りがないか確認し、裏面に住所を記入してください。医療機関を受診したときの自己負担は3割（70歳未満）で、当組合が7割を負担します。

長期給付事業（年金）

老齢、障害または遺族年金や民間の企業年金に相当する「退職等年金給付」の給付を全国市町村職員共済組合連合会と共同して行います。

福祉事業

組合員や被扶養者の健康の保持増進と福祉の向上を目的に、次の4つの事業を行います。

貯金事業

年利1.20%（半年複利）

貯金加入者の積立金を運用し、その運用益を支払利息として還元しています。

積立方法：毎月給与天引きのほか、臨時積立もできます。

払戻し：月2回（15日、金融機関の未営業日の前営業日に送金）
1,000円単位です。

預入限度額：1人あたり3,500万円

加入方法：「貯金加入申込書及び印鑑届」を所属所の共済事務担当課へ提出してください。

貸付事業

利率年1.26%（普通、住宅、入学、修学、結婚、葬祭貸付）

組合員が臨時に資金を必要とするときに貸付を行います。

組合員期間1年以上となった日から利用できます。

申込期限：毎月5日

貸付金：月1回（金融機関の未営業日の前営業日に送金）

償還：貸付金が送金された翌月より給与から控除

物資事業

当組合が契約している指定店から組合員とその家族が必要とする生活必需物資を購入する際、購入代金の立替えや割引を行います。また、引受会社（明治安田生命保険相互会社）と団体契約し、万が一の場合に備えた「遺族付加年金“きずな”」も取り扱います。

立替事業 **立替利率 自動車物資(年1.0%) 一般物資(無利子)**

組合員の資格を取得した日から利用できます。

指定店から自動車等を購入した場合、当組合が立替えし、利用者は立替えした翌月より給与から控除して償還します。

また、一部の指定店では、「組合員証」を提示することで割引を受けることができます。

遺族付加年金“きずな” **5月下旬～8月上旬に募集します**

万が一（死亡・高度障害）の保障から病気やけがによる入院・手術・長期休職の保障を引受会社が行います。

保健事業

組合員及び被扶養者の健康の保持増進、保養等を目的としています。

疾病予防関係

- ・人間ドック、PET検査助成
- ・がん検診・婦人科検診助成
- ・インフルエンザ予防接種助成
- ・睡眠検査（令和3年度からの新規事業）
- ・歯科健康診断
- ・禁煙サポート助成
- ・電話健康相談
- ・救急薬品等配付

講座関係

- ・健康セミナー（疾病予防及びメンタルヘルス）
- ・ライフプランセミナー
- ・健康料理教室

図書関係

- ・育児指導誌（出産後1年間）

保養関係

- ・宿泊施設利用助成
- ・レジャー施設利用割引

特定健康診査・特定保健指導

40歳から74歳までの組合員及び被扶養者へのメタボリックシンドロームに着目した健診です。

▶7ページの記事をご覧ください。



詳しくは「共済のしおり(令和3年度版)」をご覧ください

短期給付事業P32～P60／長期給付事業P66～P102／貯金事業P121～P127／貸付事業P128～P164／物資事業P165～P212／保健事業P104～P120



広報誌「共済だより」を奇数月に発行します



ホームページについて

5月にリニューアルします。ぜひご利用ください。

[アクセスはこちら](#) >>

栃木県市町村職員共済組合

検索

